破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１６０号
大阪府岸和田市池尻町73番地　グリーンコーポ川中105号、前住所大阪府岸和田市春木旭町５番18号
破産者　みよし寿司こと　榊原　喜春
1　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
2　一般調査期日　平成25年12月10日午後２時30分
平成25年９月18日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５０２号
京都市上京区浄福寺通上立売上る大黒町724番地２
破産者　井せきこと　井関　尚男
1　破産債権の届出期間　平成25年10月21日まで
2　一般調査期日　平成25年11月27日午後３時
平成25年９月20日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
広島市中区中町６番30号
破産者　株式会社リレイション
1　破産債権の届出期間　平成25年10月21日まで
2　一般調査期日　平成25年12月４日午後３時30分
平成25年９月19日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８２４号
大阪市城東区野江１丁目１番７号　ハイツ嵯峨201号室
破産者　濱　　昭弘
1　破産債権の届出期間　平成25年10月22日まで
2　一般調査期日　平成25年11月18日午後３時
平成25年９月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５４号
神戸市兵庫区会下山町１丁目９番３号　会下山マンション205、開始決定時の住所神戸市長田区大谷町１丁目３番22―404号、従前の住所神戸市兵庫区中道通７丁目４番27号
破産者　檮木　綾子
1　破産債権の届出期間　平成25年10月24日まで
2　一般調査期日　平成25年11月14日午前10時
平成25年９月19日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２６５号
大阪府枚方市中宮北町２―３―702、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉美咲３丁目21番１―310号
破産者　藤村　武仁
1　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
2　一般調査期日　平成25年12月９日午後３時
平成25年９月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９１号
埼玉県川口市南町２丁目６番56号、旧住所埼玉県川口市川口４丁目４番31―609号　第１永谷マンション
破産者　田牧　宏幸
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成25年12月17日午前10時
平成25年９月17日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５１６号
沖縄県那覇市前島３丁目26番14号　コーポ前島306
破産者　磯野　　均
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成25年12月５日午前11時
平成25年９月19日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５９号
滋賀県栗東市手原３丁目１番11　ハイツロワール203号、住民票上の住所滋賀県栗東市手原３丁目１番11―23号
破産者　中尾　真康
1　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
2　一般調査期日　平成25年11月29日午前11時10分
平成25年９月20日　　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０４２号
大阪市住之江区浜口西３丁目２―29ハイツイサム402号室
破産者　宍戸　　康
1　破産債権の届出期間　平成25年11月７日まで
2　一般調査期日　平成26年１月16日午前10時30分
平成25年９月19日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５２７号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目３番38―504号、前住所大阪府柏原市大県３丁目13番57号マノハイツ201号
破産者　山本　紀子（旧姓藤本）
1　破産債権の届出期間　平成25年11月７日まで
2　一般調査期日　平成25年12月19日午前10時30分
平成25年９月19日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第２３号
新潟県佐渡市新穂皆川744番地１
破産者　近代農業興社有限会社
1　期日　平成25年11月６日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年９月20日　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第２４号
新潟県佐渡市下新穂521番地１
破産者　本間　定男
1　期日　平成25年11月６日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年９月20日　新潟地方裁判所佐渡支部

債権者集会等続行期日

平成２３年（フ）第２０７号
香川県高松市福田町８番地５
破産者　川田惠美子（旧姓原田）
主文　財産状況報告集会・計算報告の期日を平成25年11月７日午後１時50分と定める。
平成25年９月18日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１７号
山口県岩国市藤生町２丁目３番57号
破産者　有限会社松本土木工業
異議申述期間　平成25年10月30日まで
平成25年９月20日　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１８号
山口県岩国市藤生町２丁目14番64号、破産手続開始決定時の住所山口県岩国市藤生町２丁目３番57号
破産者　松本　浩一
異議申述期間　平成25年10月30日まで
平成25年９月20日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可決定

平成２５年（ラ）第２８９号（原審福岡地方裁判所行橋支部平成２４年（フ）第９８号）
東京都世田谷区駒沢３丁目23番４号　チェリーコート107
抗告人（破産者）　嶋田　勇気
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人に対して、免責を許可する。
福岡高等裁判所第２民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第３００７号
大阪市北区同心１丁目８番９号
清算株式会社　株式会社ペットファースト
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１０号
静岡県富士市中央町２丁目６番15号
清算株式会社　丸文運送株式会社
代表清算人　髙田　正江
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
具体的には、別紙弁済予定表記載のとおり支払う。
但し、弁済日までに発生する公租公課及び必要経費等の控除により若干の変動はありうる。
2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。